

令和4年6月30日

施設等管理者様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部保健所保健予防課)

施設等従事者向け PCR 検査結果が陽性の場合の報告等について（依頼）

施設等従事者向け PCR 検査（以下、スクリーニング検査）の過程には、医師が関与せず、確定診断にはならないため、検査結果が陽性又は陽性疑いとなった方は、速やかに行政検査による確定診断を行う必要があります。

また、スクリーニング検査が陽性又は陽性疑いの場合は、市保健所が施設に対して、接触者等の聞き取りを行う必要がありますので、施設等管理者の方へ、以下の対応をお願い致します。

1. 報告、相談について

- ・受検した従業員で、スクリーニング検査結果が陽性又は陽性疑いとなった場合、施設等管理者から、下記相談センターへご連絡ください。
- ・施設等管理者は、スクリーニング検査で陽性又は陽性疑いとなった職員について、保健所からの聞き取りにご協力ください。

2. 陽性者への対応について

- ・施設等管理者は、検査結果が陽性となった従事者へ、下記相談センターへ連絡し、確定検査を受けることを勧めてください。
- ・確定検査結果が出るまでの期間は、仕事は控えて頂くようお願いします。施設等管理者は従業員の勤務シフト等のご配慮をお願いします。

久留米市新型コロナウイルス相談センター

0942 - 30 - 9335

※久留米市の施設等従事者向け PCR 検査の件とお伝えください。

3. その他

- ・確定検査結果が陽性の場合、速やかに職場において濃厚接触者等の検査を行いますので、ご協力ください。

久留米市健康福祉部 保健所 保健予防課

(TEL)0942-30-9730 (FAX) 0942-30-9833